

農地法第3条申請に係る添付書類一覧表 (R7.4.1以降)

	添 付 書 類	備 考	チェック
	1 土地の登記事項証明書	全部事項証明書(申請地すべて)	
譲 受 人 関 係	2 農業経営の実態証明	住所地の農業委員会で交付を受けてください (匝瑳市内に住所を有する場合は添付不要)	
	3 営農計画書	同一世帯内等における権利の設定、移転の場合は添付不要	
	4 農業経営実施計画書	新規就農者、新規参入者(法人)、小規模営農者 (農地面積50a未満)等の全部効率利用要件を具 体的な計画で確認が必要と認める場合	
	5 法人の登記事項証明書	法人申請の場合	
	6 定款又は寄附行為の写し	地方公共団体、独立行政法人の場合は不要	
	7 農地所有適格法人以外の法人の 要件を満たすことを証する書面	農地法第3条第3項に規定する法人の場合	
	8 農地所有適格法人の場合(上記6以外) ①農事組合法人の場合は組合員名簿、株式会社の場合は株主名簿、合同会社の場合 は出資社員名簿の写し ②農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社が構成 員の場合、その構成員が承認会社であることを証する書面及び構成員の株主名簿 の写し		
	9 市町村長の指定を受けたことを 証する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項 に規定する景観整備機構である場合	
	10 その他 ①農業経営受託規程 ②受託農業経営事業の内容書	農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の 権利を取得する場合	
	11 ①売却決定の期日調書又は 公売調書の写し ②公正証書の写し ③判決書の写し ④和解調書若しくは認諾調書 の写し ⑤調停調書の写し ⑥家事審判書の写し	競売又は公売による場合 特定遺贈による場合 確定判決による場合 裁判上の和解若しくは請求の認諾による場合 民事調停法による調停が成立した場合 家事審判法による審判の確定若しくは調停が成立 した場合	
譲 渡 人 関 係	12 その他	土地の登記事項証明書の所有名義人と譲渡人が 異なる場合等 (1) 相続登記未了の場合は、 ①相続関係図 ②戸籍謄本 ③除籍謄本 ④相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書 又はこれに代わるべき同意書等の書面 (2) 住所移転の場合は、住民票の写し等	

	添 付 書 類	備 考	チェック
そ の 他	13 事業又は施設に関する計画概要書	民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利(区分地上権等)を取得する場合	
	14 事業又は施設を必要とする理由書、事業又は施設に関する計画概要書	農地法施行令第2条第2項に該当して農地等の権利を取得する場合	
	15 農地等の貸借に係る契約書の写し	農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合	
	16 位置図	動態図等の写しに申請地を記したもの	
	17 農地利用誓約書	必要と認める場合	
	18 住民票の写し、在留カード等	権利取得希望者が市外の住民の場合(国籍確認)	
	19 農地所有適格法人としての事業等の状況	法人申請の場合	
	20 その他参考となる書類	必要と認める場合	

主な許可基準(許可することができない場合)
1. 農地のすべてを効率的に耕作すると認められない場合 2. 農地所有適格法人以外の法人が農地を取得しようとする場合 3. 必要な農作業常時従事(原則、年間150日以上)すると認められない場合 4. 周辺の農地利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

※下限面積要件(農地に関する権利取得後の農地面積が50a以上)については、令和5年4月1日に法改正により撤廃されていますが、それ以外の許可基準に変更はありませんので、ご注意ください。

※ 令和7年4月以降の申請において、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等を自己申告により申請書へ記載する必要があります。

なお、記載された内容については必要に応じて関係機関に照会する場合がありますので、虚偽の申告はしないでください。